

# 退職後の健康保険について

資料③

退職すると職場の健康保険を脱退し、他の健康保険に加入することになります。それぞれ保険料（保険税）や加入するための要件等が異なります。手続き方法等、各保険組合に早めにお問い合わせください。

## 職場の健康保険(任意継続)／2年間継続

### ●保険料について

任意継続に加入する場合、保険料は離職時の標準報酬月額から算定します。在職中は事業主と保険料を折半しますが、任意継続では事業主負担がなくなります。目安として在職中の2倍の保険料がかかりますが、保険料の上限があるため、在職中の2倍の料金よりも安い保険料で加入できる場合があります。

### ●手続きについて

任意継続を選択する場合、社会保険の資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に手続きをする必要があります。また、在職期間等により任意継続できない場合があります。

問い合わせ先…ご自分の職場の健康保険組合

## 国民健康保険(三郷市の場合)

### ●国民健康保険税について

- ・1年分（4月～翌年3月）の税額を、前年の所得金額等によって算出します。
- ・給与以外の所得（年金収入・不動産所得・一時所得・譲渡所得など）も課税の対象となります。
- ・「扶養」という制度がないため、収入のないかた・収入が少ないかたも課税の対象となります。
- ・毎年4月に1年分（4月～翌年3月）の税額が改定されます。このため、退職直後は高額でも、翌年4月に税額が下がる場合があります。

### ●納付回数について

1年分（4月～翌年3月）の税額を、年8回（7月～翌年2月まで）に分けて納付していただきます。年度当初の納税通知書は毎年7月上旬に発送します。年度の途中で国民健康保険に加入した場合、加入時期により、納付回数及び納税通知書の発送時期が異なります。



### ●国民健康保険税の失業軽減について

会社の倒産・解雇・雇い止め等により離職されたかたで、かつ、雇用保険を受給しているかたについて、申告により国民健康保険税が軽減されることがあります。詳細は国保年金課までお問い合わせください。

問い合わせ先…三郷市役所国保年金課保険税係／048-930-7703(直通)

## ●ご家族が加入している健康保険(扶養)

扶養認定のための条件（所得金額や失業保険の受給状況など）を、ご家族の勤務先にご確認ください。一部の保険では扶養家族の人数によって保険料が変動する場合がありますので、あわせてご確認ください。

問い合わせ先…ご家族の勤務先